

きらら西公園における Park-PFI 導入  
の検討に伴う実現可能性調査

実施要領

新潟市西区役所建設課

令和6年12月

## 1. 背景

きらら西公園は、赤塚処分場跡地の空間を活用し、「みどりに囲まれた多様な世代が楽しめるホスピタリティあふれる総合公園」をコンセプトに、市民の憩いの場を提供する公園として計画されました。多様な世代が楽しめる満足度の高い公園づくりや、オリジナリティがあり、集客力の高い公園等を目標として整備しています。

本公園は、平成 29 年度に一部エリアについて供用し、引き続き整備を継続していますが、基本計画でゾーニングした「スポーツを楽しめるゾーン」、「動物とのふれあいゾーン」や「家族で楽しめるゾーン」の一部については、未整備となっています。

現在、「スポーツを楽しめるゾーン」については、他地域要望などから現状ある野球場の機能を含めた整備を基本と考えていますが、他の 2 つのゾーンについては、これから整備をすすめることとなっており、民間活力を加え利用者の満足度の高い公園の整備を目指していきます。

## 2. 目的

新潟市では、きらら西公園の未整備区域（家族で楽しめるゾーン、動物とのふれあいゾーン）を含む公園全体の維持管理方法について、公募設置管理制度（Park-PFI）による官民連携の利活用が可能かどうか検討しています。

今回の調査では、Park-PFI の導入の検討に伴い、民間事業者等からアイデアを広く募集し、活用に関する提案内容の聴取を行い、収益施設に関する市場性の有無や有効性・実現可能性を確認するとともに、公募条件等を把握するため、実現可能性調査を行います。

今回の調査では、公園の魅力と利用者の満足度を勘案しながら、今後 Park-PFI の導入が適切かどうかを検討する本格的なサウンディング調査の事前基礎資料とするためにご意見を伺うものです。

## 3. 担当部局

〒950-2097 新潟県新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号

新潟市 西区役所 建設課まちづくり係

電話:025-264-7670(直通)

FAX:025-269-1660

E-mail:kensetsu.w@city.niigata.lg.jp

## 4. 参加要件

下記の要件をすべて満たす法人や団体、またはそれらで構成されるグループとします。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立てをしている者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団に該当すると認められないもの。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

## 5. 調査の対象公園

概要 要：きらら西公園は、新潟駅から車で30分ほどに位置する西区にある総合公園です。新潟市で初めて導入したふわふわドームやターザンロープは子供たちからの人気が高く、休日だけでなく平日も大勢の人が公園を利用しています。健康広場や芝生広場もあるため、運動やピクニックなど様々な世代の方が楽しめる公園であり、本市を代表する市民の憩いの場となっています。

所在地：新潟市西区木山他地内

種別：総合公園

面積：供用開始区域 12.4ha（公園全体：23ha）

用途地域：市街化調整区域

関連計画：特になし

法的規則：特になし

主な公園施設：管理棟、遊具広場、芝生広場、健康広場、イベント広場、普通車473台、障がい者用14台、大型バス11台、トイレ(4箇所)（現在供用区域施設）

公園管理者：新潟市

参考資料：資料1 公園全体の基本計画内容の説明

資料2 バーベキュー広場の基本計画内容の説明

資料3 ドッグラン・アジリティドッグの基本計画内容の説明

## 6. 提案内容

### (1) 実現可能性調査の項目

○Park-PFIの導入に向けた以下の項目について

- ・収益施設の市場性の有無
- ・有効性や実現可能性
- ・民間事業者による活用のアイデア
- ・事業者がより参加しやすい公募条件

### (2) 実現可能性調査の範囲

○公園全体の利活用提案

- ・既存の施設やその周辺の空間を活用した事業の実施

※公園内の整備済み施設については、新たな利用は可能ですが、既存の施設は基本的に撤去ができませんのでご留意ください。

○きらら西公園未整備区間（家族で楽しめるゾーン、動物とのふれあいゾーン）

※ご提案いただいた内容を実施するにあたっての課題、市に対する要望等も任意で提供ください。

## 7. スケジュール

本調査は、次の日程で行います。

実施要領等の公表	令和6年12月2日(月)
質問の受付期間	令和6年12月3日(火)～12月27日(金)
質問に対する回答の公表	随時回答し公表
実現可能性調査参加申込期限	令和6年12月27日(金)
実現可能性調査実施日時及び場所の連絡	提出者と随時日程調整を行い連絡
提案書の提出期間	令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)
個別ヒアリングの実施	令和7年1月21日(火)～24日(金)
実施結果概要の公表	令和7年5月頃(予定)

## 8. 実施要領の交付期間及び方法

令和6年12月2日(月)から新潟市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は3の担当部局で配布します。なお、担当部局での配布は新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月29日条例第2号)第3条に規定する市の週休日(以下「休日」という)を除きます。郵送または電送(ファックス、電子メール等)による交付は行いません。担当部局での配布は、午前9時から午後4時までとします。新潟市ホームページにおいては、その運用期間内にダウンロードできます。

## 9. 質問の受付

### (1) 申込期間

令和6年12月3日(火)～12月27日(金)午後3時

### (2) 質問方法

様式1「質問書」に必要事項を記入の上、件名を「実現可能性調査質問書(法人名)」と記載し、以下のメールアドレス宛にご提出ください。

メールアドレス:kensetsu.w@city.niigata.lg.jp

※複数社で提案を行う場合は、代表者が質問をとりまとめて行ってください。

### (3) 回答方法

新潟市ホームページにて回答を順次掲載します。

### (4) 公園の見学等について

あらかじめ現地を確認したい場合は、質問内容に公園見学希望と記載してご連絡ください。本公園は12月から閉園期間となるため、個別に対応させていただきます。

## 10. 実現可能性調査の参加及び提案の受付

### (1) 参加申込

実現可能性調査の参加を希望する場合は、様式2の実現可能性調査参加申込書に必要事項を記入し、件名を【実現可能性調査参加申込】として、申込先へ電子メールに

てご提出ください。

(2) 参加申込受付期間

令和6年12月3日(火)～12月27日(金)午後3時

(3) 参加申込先 (宛先・メールアドレス)

新潟市西区建設課

E-mail:kensetsu.w@city.niigata.lg.jp

(4) 個別ヒアリングの日時及び場所の連絡

調査への参加申込をいただいたグループの担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(5) 提案書の提出

提案事項等について記載した様式3の提案書に必要事項を記入し、件名を【実現可能性調査提案書の提出】として、申込先へ電子メールにてご提出ください。その他、必要に応じて、任意様式による補足資料(例:事業計画書、イメージパース、配置図等)もご提出ください。

(6) 提案書提出期間

令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)午後5時

(7) 提出先 (宛先・メールアドレス)

新潟市西区建設課

E-mail:kensetsu.w@city.niigata.lg.jp

(8) 留意事項

提案内容は、今後の事業化検討の参考にさせていただきますが、事業化をお約束するものではありません。

## 11. 提案事業者との個別対話 (個別ヒアリング)

(1) 実施期間

令和7年1月21日(火)～1月24日(金)

上記期間のうち1日

※日程などについては事前に調整し、参加事業者へメールで別途連絡します。

※必要に応じ、追加で対話を行う場合があります。

(2) 対話時間・人数

1事業者当たり1～2時間程度を予定しています。

対話に参加可能な人数は、1グループ3名までとします。

(3) 開催場所

新潟市西区役所 302会議室 (1/21、1/22、1/24)、4階対策室 (1/23)

(4) その他

個別対話は、参加事業者のアイディア及びノウハウの保護のため、個別に行います。

## 12. 実施結果の公表

調査の実施結果については、簡易的な概要のみを令和7年5月頃に新潟市ホームページで公表します。公表にあたっては、提案されたアイディア及びノウハウの保護のため、

事前に参加事業者へ確認を行います。なお、参加事業者の名前は公表しません。

### 13. 調査後の予定

今回の調査において提案のあった内容を参考にし、民間活力を導入することで当該公園に新たな魅力が創出できる可能性がある場合については、その後に本格的なサウンディング調査を実施し具体的に検討します。地域住民や公園利用者等との調整が整わない場合には、事業化に至らない場合があります。

### 14. その他

#### (1) 費用負担

今回の調査における提案及び対話の参加に必要な費用は、提案事業者の負担となります。

#### (2) 参加事業者の取り扱い

実現可能性調査への参加実績は、今後の事業者公募等における評価の対象とはなりません。

#### (3) 追加調査及び後日開催予定のサウンディング調査への協力

実現可能性調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

### 15. 別紙資料

様式1 質問書

様式2 実現可能性調査参加申込書

様式3 提案書